

飛騨地域周遊観光促進ドライブマップ制作業務委託仕様書

1 業務名

飛騨地域周遊観光促進ドライブマップ制作業務委託

2 納入期限

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

3 委託業務の目的等

本業務は、飛騨地域の周遊観光の促進及び観光マナー・安全運転啓発を目的として、日本語版及び英語版の両言語によるドライブマップを制作するもの。

- ・国内旅行者の自家用車利用を踏まえ、飛騨地域内の周遊観光の促進及び滞在時間の増加を図るとともに、レンタカーを利用する外国人旅行者に対し、冬用タイヤ装着の必要性を含む安全運転意識の向上及び地域マナーの啓発を図れるものとする。
- ・本マップは観光案内所のほか、主要空港内のレンタカー会社窓口、サービスエリア、道の駅等での配架を想定し、特にレンタカーを利用する外国人旅行者が手に取ることを前提とした構成とする。

4 業務内容

受注者は、本仕様書に基づきドライブマップの企画立案、デザイン制作、印刷及び納品までの一連の業務を行うこと。

[1] ドライブマップの制作

(1) 基本仕様

名 称：飛騨地域ドライブマップ（仮称）

印刷物種別：折りたたみ式パンフレット

体 裁：A2サイズ 両面

用 紙：マットコート紙 四六判 90kg 以上

カ ラ ー：4色

校 正：3回以上（うち色校正1回以上）

折 加 工：A5サイズ仕上げ

言 語 構 成：（表面）日本語版・（裏面）英語版

数 量：合計 60,000 部

内 訳：日本語面が表紙になる折加工 10,000 部

英語面が表紙になる折加工 50,000 部

※表紙違いによる折り分け対応を必須とする。

配架想定場所：観光案内所、主要空港内レンタカー会社窓口、SA、道の駅等

(2) 企画・デザインについて

以下の要素を盛り込んだドライブマップを企画・制作すること。

①地図面

- ・都市部（愛知・東京・大阪）の国際線空港から飛騨地域までの経路が分かる地図
- ・主要な一般道、国道、高速道路、鉄道路線を明示
- ・飛騨地域までの経路でポイントとなるインターチェンジ名を明記
- ・周辺各県、主要路、主要駅、交通結節点となる都市についても記載することとするが、飛騨地域が目立つように工夫すること。
- ・城内周遊を促す視認性の高いデザイン構成
- ・英語版地図面においては、地名、観光スポット名、道路名、インターチェンジ名等を適切な英語表記とすること。（原則、国土交通省国土地理院等の定める掲載ルールに則ること）

②距離・所要時間表示

域内主要地点間の移動時間目安を明示すること。また、外国人旅行者に飛騨地域の広域的位置関係を伝えるため、以下の所要時間を図示すること。

- ・東京方面からの所要時間
- ・名古屋方面からの所要時間
- ・大阪方面からの所要時間

※簡易インフォグラフィック形式での表現可。

③観光スポット掲載

4自治体分を掲載すること。

各自治体：メイン1スポット・サブ3スポット程度

合計 約16スポット想定（4スポット×飛騨地域4市村）

※紙面の空き具合でスポット数を増やすこともある

※写真は発注者提供素材を使用する。

※デザイン編集は可とする。

※取材は実施しない。

※各スポットは写真のみならず、内容が伝わる簡潔な説明文を必ず掲載すること。

※説明文は、日本語版・英語版それぞれに作成し、読みやすさを重視した分量とすること。

※最終的な選定は発注者と協議の上決定すること。

④マナー・安全啓発

以下の項目を必ず掲載すること。

- ・冬用タイヤ装着の必要性
- ・雪道運転時の注意喚起（スタック時の対応等）
- ・ごみの持ち帰り

- ・私有地への立入禁止
- ・走行車線、追い越し車線利用等のマナー

また、レンタカー利用時に参照されることを想定し、冬用タイヤ装着の必要性や雪道運転時の注意点については、視覚的に分かりやすい構成とすること。

⑤表紙デザイン

- ・思わず手に取りたくなる訴求力のあるデザインとすること。
- ・写真等を効果的に活用すること。
- ・想定される配架環境において、外国人旅行者が一目で内容を理解できるタイトル及びビジュアル構成とすること。
- ・表紙は以下の2パターンを制作すること。
(表面) 日本語版表紙仕様・(裏面) 英語版表紙仕様
※折り分け対応必須
- ・最終的な構成内容については、飛騨地域観光協議会（以下「発注者」という。）と協議の上決定する。

⑥言語品質管理

英語版における翻訳及び英語表記については、統一性を確保するとともに、英語を母語とする者又は同等の専門知識を有する者による校正（ネイティブチェック）を実施した上で校了とすること。不自然な直訳調を避け、外国人旅行者にとって自然で理解しやすい表現とすること。

[2] 地図面パネルの制作

(1) 基本仕様

最終校正を終えたドライブマップデータを以下の仕様で制作し、納品すること。

- ・サイズ：A1判・片面印刷
ドライブマップ仕様の①地図面、②距離・所要時間表示、③観光スポット掲載のデザインを抽出し、A1判に適合するようデザイン調整すること。
- ・カラー：4色
- ・材質：ポリスチレン7mm・アクリル板5mmの2種類
アクリル板は、観光案内所での据え置きや、屋外イベント等での使用を想定した強度・耐久性を有する素材を使用すること。
- ・校正：3回以上（うち色校正1回以上）
- ・数量：
 - ・ポリスチレン 30枚（日本語版15枚・英語版15枚）
 - ・アクリル板 2枚（日本語版1枚・英語版1枚）
 アクリル板の壁面への貼り付けや吊り下げ等、具体的な設置方法に伴う特殊加工（穴あけ等）の可否については、制作過程において発注者と協議の上決定する。

[3] 納品

①納品場所：飛騨市役所 まちづくり観光課（岐阜県飛騨市古川町本町 2-22）

②納品物：

- ・ドライブマップ（冊子）60,000部
- ・地図面パネル32枚（ポリスチレン30枚・アクリル板2枚）
- ・制作データ一式（WEB掲載用軽量PDFデータ）

③その他：

- ・地図面パネルは配送時の破損防止のため適切な緩衝材等を用いて梱包すること。
- ・納品にあたっては、事前に発注者と日時を調整すること。

5 業務完了後の提出書類

受注者は本業務完了後、速やかに納品書を発注者に提出すること。

6 委託料の支払い等

発注者は本業務完了後、受注者が発行する請求書に基づき委託料を支払うものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

（1）関係法令の遵守

発注者及び受注者は、飛騨地域観光協議会業務委託契約約款に基づき、本仕様書に従い、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（2）業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

（3）個人情報保護

受注者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（4）守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（5）立入検査等

発注者は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受注者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

8 業務の継続が困難となった場合の措置

発注者と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の取消しができる。この場合、発注者に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、発注者及び受注者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

9 その他

- ・本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- ・本業務の実施に必要な経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用は負担しない。
- ・本委託業務の実施にあたっては、発注者と十分に協議した上で行うこと。